

令和7年度版 桑名市結婚新生活支援事業に関するQ&A

令和7年7月14日改訂

申請に関すること

Q1. 申請はいつまでにすればいいですか。

A. 申請期限は令和8年2月27日(金曜日)までですが、予算がなくなり次第、受付を締め切りますので、ご注意ください。予算の状況については、随時、桑名市ホームページにてご案内致します。なお、申請期限が過ぎた時点で書類の不備や不足がある場合は補助金を交付することが出来ません。書類の訂正等で申請期限が過ぎた場合も補助金の交付が出来ませんので、お早めの申請をお願いします。

Q2. 来年度も同じ補助金はありますか。

A. 来年度も同じ補助金交付があるかは決まっておりません。決まりましたら、桑名市ホームページにてご案内致します。

Q3. 他の補助金制度と併用は可能ですか。

A. 国の他の住宅に係る補助金制度との併用はできません。桑名市が行っている「桑名市移住・定住促進事業補助金」とは引越費用、賃貸借費用、リフォーム費用に限り併用可能です。

世帯に関すること

Q4. 対象となる年齢は、いつの時点の年齢ですか。

A. 婚姻日時点の年齢です。
※年齢計算に係る法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。

Q5. 再婚の場合は対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が過去に本交付を受けたことがある場合は対象となりません。

Q6. 夫婦の双方が外国人である場合は、対象となるか。

A. 日本方式の婚姻(国内の市区町村で婚姻届を提出)している場合のみ対象になります。婚姻届の受理証明書の提出をお願いします。

Q7. 生活保護受給世帯も対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、本補助金の対象となる費用(住宅取得費、住宅リフォーム費用、住宅賃貸借費用及び引越費用)について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については本交付金の対象外となります。

所得に関すること

Q8. 所得の確認はどのようにすればいいですか。

A. 市県民税の納税通知書で確認できます。また、所得が給与のみの場合は源泉徴収票でも確認できます。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を参照してください。なお、上記書類に記載されている所得額はあくまで目安です。実際の申請には課税（所得）証明書が必要となりますのでご注意ください。

Q9. 夫婦の所得の合計から貸与型の奨学金の返済額を控除したい場合は何を提出したらよいですか。

A. 奨学金返還証明書の提出をお願いします。

Q10. 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつですか。

A. 課税（所得）証明書の期間（令和6年1月～12月）と同一となります。

対象費用に関すること

Q11. 夫婦の一方が婚姻日の1年以上前から居住していた住宅で同居を開始する場合は対象になりますか。

A. 賃貸借物件の場合は対象になります。状況により対象となる日が異なりますので、詳しくはSDGs推進課までお問い合わせください。

Q12. 住居取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅）し、代金を区分することができない場合の取り扱いはどうなりますか。

A. 不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能です。売主等に建物代みのみの価格を確認してください。

Q13. 住宅建築中のため等、当該住宅の住所に住民票を置くことができない場合、申請はできますか。

A. 申請できません。住宅取得については、当該住宅を取得済であって、住民票を当該住所に置くことができた場合のみ、申請可能となります。

Q14. ハウスメーカーから領収書を貰えなかったのですが、支払った金額の証明はどうしたらよいでしょうか。

A. ローン契約をしている場合は、銀行から発行される金銭消費貸借契約書(ローン契約書)とローン返済予定表の両方の提出をお願いします。ただし、引渡日が令和7年4月1日以降のものに限ります。

Q15. 令和7年3月31日以前に、住宅をローンで取得していた場合は交付の対象になりますか。

A. 住宅を取得してから婚姻日までが1年以内であれば対象になります。

ただし、令和7年4月1日以降に支払っているローンの月々の支払い分のみ対象とすることが可能です。申請の際は、住宅ローン契約書、ローン返済予定表、取引明細書（銀行口座）の3点の提出をお願いします。

Q16. リフォームする住宅の名義人が夫婦の名前で無い場合も対象になりますか。

A. 実際に夫婦が居住していれば、対象となります。

Q17. 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか。

A. 対象になります。ただし、賃貸借契約により本来貸主が負担すべき修繕費用でないことを確認させていただきます。

Q18. 勤務先が賃借人である物件（社宅等）に入居し、勤務先に対し対象経費を支払っている場合は対象になりますか。

A. 対象になります。ただし、領収書や給与明細等により申請者が勤務先に対し支払をしていることが客観的に確認できることが必要となります。

Q19. 賃貸住居の契約名義人が夫婦以外（夫婦の親等）の場合は、対象になりますか。

A. 対象になりません。

Q20. 公営住宅や地域優良賃貸住宅等に入居している場合は対象になりますか。

A. 対象になります。

ただし、地域優良賃貸住宅において、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、対象となる費用から控除いたします。

Q21. 夫婦の一方または双方の親等の親族が同居する場合は、補助の対象になりますか。

A. 対象になります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかで行っていることが必要となります。

提出書類に関すること

Q22. 口座引き落としのため、領収書がありません。どうしたらいいですか。

A. 詳しくはホームページの「支払が確認できる書類」をご確認ください。

Q23. クレジットカード、スマートフォンアプリ等で支払をしている場合の支払証明には何が必要ですか。

A. 詳しくはホームページの「支払が確認できる書類」をご確認ください。